

養育費・面会交流相談支援センター事業  
民間競争入札実施要項(案)

平成〇〇年〇月

厚生労働省

## 目次

第1 趣旨	1
第2 対象公共サービスの概要	1
第3 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	2
第4 契約期間	10
第5 入札参加資格	11
第6 入札に参加する者の募集に関する事項	11
第7 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	13
1 落札者を決定するための評価の基準	13
2 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	14
3 民間事業者が厚生労働省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置 その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	15
4 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に 関して民間事業者が負うべき責任等	20
5 対象公共サービスの評価に関する事項	21
6 その他本業務の実施に際し必要な事項	21

別紙1 研修実施例

別紙2 アンケート調査票

別紙3 養育費・面会交流相談支援センター事業に係る企画書評価基準及び採点表

別紙4 従来の実施状況に関する情報の開示

(別添1) 平成28年度の講師派遣一覧

(別添2) アンケート結果

(別添3) リーフレット

(別添4) セミナーチラシ

別紙5 企画書雛形

## 養育費・面会交流相談支援センター事業 民間競争入札実施要項

### 第1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針(平成26年7月11日閣議決定)別表において民間競争入札の対象としている厚生労働省の養育費・面会交流相談支援センター事業(以下「委託業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

### 第2 対象公共サービスの概要

離婚後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費の支払いを受けることは、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務をはたしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくとともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正で、養育費支払いの責務等が明記されたほか、平成15年度以降に二度の民事執行法の改正が行われ、養育費確保のための強制執行手続き等の改善が図られた。さらに、平成23年6月の民法改正において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、親子の面会交流や子の監護に要する費用の分担等について条文上明示されたところがある。

厚生労働省では、養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進に向けて、養育費・面会交流相談支援センターを設置し、養育費等に関する困難事例への対応や、養育費及び面会交流(以下「養育費等」という。)の相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図ることとしている。

### 第3 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

#### 1 対象公共サービスの詳細な内容

##### (1) 業務期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

##### (2) 業務の引継ぎ

###### ① 現行事業者からの引継ぎ

厚生労働省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者からの業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

###### ② 委託期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

厚生労働省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。委託期間満了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

##### (3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりであるが、その実施方法について民間事業者は創意工夫の提案を行うことができる。民間事業者からの提案については、厚生労働省が承認する範囲で本業務の内容となる。

###### ① 養育費・面会交流相談支援センターの職員配置

###### ア センター長の配置

養育費・面会交流相談支援センター事業を円滑に実施するために、次に掲げる役割を担うセンター長を配置の上、ひとり親家庭、母子家庭等就業・自立支援センター(以下「就業・自立支援センター」という。)<sup>(注1)</sup>の職員や母子・父子自立支援員<sup>(注2)</sup>等からの相談に迅速かつ適切に対応する。なお、センター長は養育費・面会交流相談支援センター事業に専任することが望ましく、離婚に係る法制度や家事調停・強制執行等の専門的知見を有する者であること。

- (ア) 養育費・面会交流相談支援センター事業の管理・運営に係る総括
- (イ) 養育費・面会交流相談支援センター事業全体の事業計画の策定
- (ウ) 法務省、家庭裁判所等からの情報収集及び就業・自立支援センターなど関係機関との調整
- (エ) 特に困難な事案に係る個別相談、苦情相談、危機管理の実施

(注1) 都道府県・指定都市・中核市が実施主体(母子・父子福祉団体等への委託が可能)となり、ひとり親家庭に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を実施している。平成27年度末現在で、全国111か所設置されている。  
 (参考資料)厚生労働省 HP:子ども・子育て>子ども・子育て支援>母子家庭等関係  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/bo-shi-katei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/bo-shi-katei/index.html)

(注2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、都道府県知事、市長、福祉事務所設置町村長が委嘱する。原則として福祉事務所に勤務しており、ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談指導等を行う。平成27年度末現在で、全国で、1,710人が配置されている。  
 (参考資料)厚生労働省 HP:子ども・子育て>子ども・子育て支援>母子家庭等関係  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/bo-shi-katei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/bo-shi-katei/index.html)

## イ 相談員等の配置

- (ア) 相談員については、養育費及び面会交流<sup>(注3)</sup>に関する相談に迅速かつ適切に対応できる常勤又は非常勤の者を常時2名以上配置すること。また、離婚という状況下にある父母及びその子どもの心理的ケアについても配慮すること。
- (イ) 相談員については、養育費や面会交流に対する助言や情報提供が実施できるよう、家事調停や家事審判に関する業務に従事した経験がある者を1名以上配置すること。
- (ウ) 本事業に従事する職員については、可能な限り、ひとり親家庭の親を優先的に採用すること。

(注3) 面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取り決めの促進を図ることとする。

## ② 養育費・面会交流相談支援事業

## ア 業務内容

(ア) ひとり親家庭(離婚前後の父母を含む。)から以下の相談に対応する。

- 養育費に関すること  
(例:養育費の取り決めや算定に関すること等)
- 面会交流に関すること  
(例:面会交流の取り決めに関すること等)
- その他養育費一般や関係する家庭問題等に関すること

(イ) 就業・自立支援センター等で受け付けられた養育費等に関する相談に対し、電話等による相談支援の実施

就業・自立支援センターの職員や母子・父子自立支援員等が受け付けた養育費や面会交流等に関する相談であって、就業・自立支援センター等では対応困難な事例について、就業・自立支援センターの職員等からの電話、電子メール及びFAXによる相談を受け付け、支援すること。

(ウ) 就業・自立支援センターで行う面会交流支援事業に対する支援の実施

就業・自立支援センターで行う面会交流支援事業<sup>(注43)</sup>に対する助言や、必要に応じて民間面会交流支援団体、法テラス等を通じて弁護士等の情報提供を行うこと。

<sup>(注4)</sup>面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、就業・自立支援センターにおいて、継続的な面会交流の支援を実施する。

(参考資料)厚生労働省 HP:子ども・子育て>子ども・子育て支援>母子家庭等関係  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/bo-shi-katei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/bo-shi-katei/index.html)

## イ 実施要件

- 相談支援は、原則として、電話、電子メール及びFAXにより実施し、必要に応じ来所による相談にも応じること(なお、来所用窓口の設置を義務付けるものではない)。また、ひとり親家庭の養育費受給権利者に限らず、支払義務者等からの養育費に関する相談についても迅速かつ適切に対応できる体制を整備すること。また、離婚前相談の支援についても実施すること。
- 原則として、電話相談には1件当たり概ね30分以内に対応し、メー

- ルや FAX による相談には 1 件当たり概ね 2 日以内に対応すること。
- 相談支援の実施に当たっては、養育費に関する相談支援に限らず、面会交流等関係する家庭問題についても対応すること。また、必要に応じて地域の相談機関の紹介を行うこと。
  - 相談支援は週 6 日以上実施することとし、受付日時については、以下のとおりとすること。
    - 平日：10:00～20:00を基本とし、平日のうち1日以上は、ひとり親家庭の就労・就業時間に配慮するため開始時間と終了時間をそれぞれ2時間以上遅らせること。(例：12:00～22:00)
    - 土曜・祝日：10:00～18:00
  - フリーダイヤルを導入し、相談者の負担軽減を図ること。
  - 対応した相談については、相談日時、相談者の相談時の状況(性別、年齢、離婚前・離婚後の別、養育費や面会交流の状況等)、相談内容や相談員による対応内容等を記録すること。記録した内容については、集計・分析し、第7-3(1)に規定する事業の実施状況として報告すること。

### ③ 研修等事業

就業・自立支援センターの職員等、地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施

ア 研修の種類等は、以下のとおりとする。

- (ア) 全国母子・父子自立支援員研修会<sup>(注5)</sup>と合同で実施する養育費等相談支援に関する全国研修会
  - 対象者  
母子・父子自立支援員等の地域において養育費等に関する相談業務に従事している者
  - 開催回数  
年1回
  - 研修期間  
1日以上
  - カリキュラム  
講義及び事例検討とする(実施例は別紙 1)

(注5) 母子・父子自立支援員等の資質向上を図り、もってひとり親家庭に対する自立支援の一層の充実を図ることを目的として、毎年度、全国1か所において実施している。

(イ) 養育費専門相談員等研修

- 対象者  
就業・自立支援センターに配置されている養育費専門相談員や母子・父子自立支援員等のうち指導的立場にある者
- 開催回数  
年1回以上
- 研修期間  
2日以上
- カリキュラム  
講義及び事例検討とする(実施例は別紙1)

(ウ) 地域研修会

- 対象者  
母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の地域において養育費等に関する相談業務に従事している者
- 実施か所  
全国で6ブロック以上
- 研修期間  
1日以上
- カリキュラム  
講義及び事例検討とする(実施例は別紙1)
- 留意事項  
上記の養育費専門相談員等研修が指導者養成を目的としているのに対し、本研修会は全国の相談員に幅広く受講していただくことを目的としている。

- 地方自治体等が実施する研修会や無料相談会等への講師派遣

地方自治体や民間団体が企画する養育費や面会交流の相談を担当する者を対象とした研修会やひとり親家庭を対象とした無料相談会等へ講師を派遣すること。なお、派遣回数については、年間 90 件程度を予定すること。

#### イ 研修事業の実施要件

- (ア) 研修の対象は、就業・自立支援センターの養育費専門相談員のほか母子・父子自立支援員、婦人相談所職員、NPO法人等の養育費に関する相談を行う者等を対象とすること。
- (イ) 研修内容については、家事調停制度等の基礎知識及び相談支援の在り方等とし、研修テキストを作成すること。なお、研修テキストについては、既存のものを使用することもできる。
- (ウ) 地域研修会は、参加者が利用しやすいよう実施場所に配慮すること。
- (エ) 研修会への積極的な参加や積極的な講師派遣依頼が行われるよう地方自治体へ開催案内を発出するとともに、ホームページに掲載することにより周知を図ること。
- (オ) 各研修会において、参加者や主催者への満足度や研修に対する意見等のアンケート調査を実施すること。(別紙2)アンケート調査の結果については集計・分析を行い、必要に応じて研修の運営の改善に反映させること。

#### ④ 情報提供事業

以下の方法により養育費や面会交流の取り決め等の方法に関する情報提供等を実施する。

- ア ホームページを作成し、養育費や面会交流の取り決めや強制執行制度等の活用役立つ情報や、地域の養育費や面会交流に関する相談機関の一覧等を提供すること。
- イ 養育費や面会交流の取り決め方法や強制執行制度の活用方法等に関するパンフレットやポスター等を作成し、関係機関に配布する等、養育費等に関する情報や事業の周知を図ること。また、パンフレットやポスター等は、両親に対して周知を図る内容となっていること。
- ウ ひとり親家庭を対象にセミナーを開催し、養育費や面会交流の取り決めの方法等に関する情報提供を行うこと。セミナーについては、主要都市において、年1回以上開催すること。

##### (ア) アの実施要件

- 情報については随時更新すること。
- サイトの保守・管理  
ホームページの安全かつ安定的な運用のため、ホームページの保守・管理を行うこととし、下記に留意すること。

- 緊急時における委託者への報告体制  
システム障害等の緊急時における委託者への報告体制について、具体的に整備すること。

- セキュリティ対策

個人情報に関する情報については、セキュリティに十分配慮すること。サイトのセキュリティについては、厚生労働省セキュリティポリシーを遵守し、特に下記に留意すること。

- ✓ 運用サーバー(レンタルサーバー可)を設置し、管理(障害時の検知等対応及びセキュリティホール等対策を含む)すること。
- ✓ ファイアーウォールを設定すること。
- ✓ アクセスログを監視すること。
- ✓ 個人情報の送受信の際は暗号化(SSL)を図ること。
- ✓ 情報改竄・漏洩等の緊急時体制等を整備すること。

- ヘルプデスク

ヘルプデスクは、利用者からのホームページのコンテンツ内容や操作方法に関する質問に対応するものとし、対応日時は、養育費・面会交流相談支援事業における対応日時と同様に設定すること。

- サーバーの性能監視及び動作監視を適切に行うこと。
- ホームページのプログラム開発及び保守等については、外部委託も可とする。
- 業務期間開始日から公開すること。また、既存のホームページを引き継いで利用することができる。

- (イ) ウの実施要件

- 参加者が利用しやすいよう実施場所に配慮すること。
- セミナーの開催案内を養育費・面会交流相談支援センター事業ホームページに掲載するなど周知を図ること。

⑤ 養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会の設置

ア 本事業を実施するにあたっては、養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、運営委員会が本事業運営について報告を求め、意見を述べる機会を設けること。

イ 運営委員会の委員は、ひとり親家庭の当事者団体や学識経験者等とし、人数は5名以上とすること。

ウ 運営委員会の開催回数は、年2回以上とすること。

- ⑥ 事業実施に当たっての留意事項  
情報管理体制(情報公開・守秘義務・個人情報等)について整備すること。

## 2 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

サービスの質を確保するため、人員体制を整え、実施要項の第3-1(3)①～⑦に定める業務を適正かつ確実に処理すること。なお、本委託業務の実施に関して公共サービスの質を確保するため、委託業務者に対して以下の要求水準を設定する。

(要求水準)

- (1) 全国母子・父子自立支援員研修会と合同で実施する養育費相談支援に関する全国研修会、養育費専門相談員等研修、地域研修会及び地方自治体等が実施する研修への講師派遣について、上記第3-1(3)③イ(オ)に定めるアンケート調査の結果において80%以上が肯定的評価であること。

なお、肯定的評価とは、以下の評価基準のうち、「良かった」「まあまあ良かった」とする。

[評価基準]

「良かった」、「まあまあ良かった」、「普通」、「あまり良くなかった」

「良くなかった」

- (2) 相談支援において相談員の対応や誤回答に起因する苦情件数の総相談件数に占める割合が、年1%以下であること。

## 3 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の(1)又は(2)の場合、速やかに業務の改善策(厚生労働省への提案を含む)を作成及び提出し、厚生労働省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、厚生労働省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- (1) 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- (2) 厚生労働省が、第7-3(1)に示す報告の確認や業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

## 4 契約の形態及び支払

(1) 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。

(2) 契約金額の支払

- ① 民間事業者は、委託業務が終了したときは、委託業務終了の日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに委託業務費精算報告書を厚生労働省に提出しなければならない。
- ② 厚生労働省は、委託業務費精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは委託費の額を確定し、委託業務費確定通知書により民間事業者に対して委託費の確定通知を行うものとする。なお、委託費の確定額は、契約額を上限とする。
- ③ 民間事業者は、確定通知を受けたときは、委託業務費支払請求書を作成し、厚生労働省に提出する。厚生労働省は、民間事業者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。
- ④ 民間事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働省は民間事業者の資力、委託業務の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には、四半期ごとに民間事業者の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払することができる。
- ⑤ 民間事業者は、概算払を請求するときは、委託業務費概算払請求書を厚生労働省に提出するものとする。
- ⑥ 民間事業者は、概算払を受けた場合において、委託費の額の確定が行われるとともに確定通知を受けた結果、交付された委託費に不足が生じたときは、その不足額について請求するものとする。
- ⑦ 厚生労働省は、委託費の概算払を行った場合において、委託費の額を確定した結果、委託費に残額が生じた時は、委託業務費確定通知書にかえて委託業務費確定通知及び返還命令書により、民間事業者に対して委託費の確定通知を行うとともにその超える額の返還を命じるものとする。
- ⑧ 民間事業者は、⑦の委託業務費確定通知及び返還命令書を受けたときは、これに従いその超える額を返還しなければならない。

#### 第4 契約期間

委託契約の契約期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## 第5 入札参加資格

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 5 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- 6 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- 7 警察当局から暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 8 共同体による入札
  - (1) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下、同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業は、他の共同体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとし、共同体形成に関する協定書又はこれに類する書類を作成するものとする。
  - (2) 共同体で入札に参加する場合には、各民間事業者は第5-1~7までの入札参加資格を満たすものとする。

## 第6 入札に参加する者の募集に関する事項

### 1 入札に係るスケジュール(予定)

- (1) 入札公告:平成29年12月下旬
- (2) 入札説明会:平成30年1月
- (3) 質問受付期限:平成30年1月下旬
- (4) 入札書提出期限:平成30年2月上旬~中旬
- (5) 企画書の審査等:平成30年2月上旬~中旬
- (6) 開札、落札者の決定:平成30年2月中旬
- (7) 契約:平成30年4月1日

## 2 入札の実施手続

### (1) 入札説明後の質問受付

入札公告以降、厚生労働省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、厚生労働省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び厚生労働省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### (2) 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を含む入札に必要な書類を別に定める入札公告書及び入札説明書に記載された期日と方法により、厚生労働省まで提出すること。

#### ① 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の108分の100に相当する金額)を記した書類

#### ② 企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法等に関する書類

#### ③ 資格審査結果通知書

平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

#### ④ 暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

### (3) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、次の事項を記載することとする(別紙5企画書雛形を参考に作成すること)。

#### ① 業務実施計画

#### ② 職員配置

#### ③ 養育費・面会交流相談支援事業

#### ④ 研修等事業

#### ⑤ 情報提供事業

- ⑥ 養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会
- ⑦ 情報管理体制

なお、上記について厚生労働省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

## 第7 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価落札方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「養育費・面会交流相談支援センター事業に係る企画書評価基準及び採点表」(別紙3)の評価項目(以下「評価項目」という。)のとおり。なお、評価は、厚生労働省内に設置する評価委員会において行う。

### 1 落札者を決定するための評価の基準

#### (1) 技術点(得点配分110点)

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか(必須項目)、また、効果的なものであるか(加算点項目)について行い、必須項目審査の得点(以下「基礎点」という。)と加算点項目審査の得点(以下「加点」という。)の合計点を技術点とする。

##### ① 基礎点(15点)

必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点5点を与え、その一つでも満たしていない場合は失格とする。

##### ② 加点(95点満点)

必須項目の審査で合格になった入札参加者に対して、評価項目上の加点の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。具体的には、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を評価し、各入札参加者に対して0点から5点までを付与する。

#### (2) 入札価格点(得点配分100点)

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は100点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}(100\text{点})$$

#### (3) 落札者の決定

##### ① 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「② 総合評価点の計算」によって得ら

れた数値の最も高い者を落札予定者とする。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 評価項目に記載される要件のうち必須とされる項目を全て満たしていること。

② 総合評価点の計算

総合評価点 = [技術点] + [入札価格点]

= [基礎点(15点)+加点(95点満点)]+[(1-入札価格/予定価格)×100点]

③ その他

イ 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ロ 落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者とすることがある。

ハ 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

ニ 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

## 2 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 開示情報

従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(別紙4)のとおりとする。

### 3 民間事業者が厚生労働省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

#### (1) 民間事業者が報告すべき事項

##### ① 報告

第3-2で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、研修事業のアンケート結果を含む事業の実施状況について、各年度4月～9月までの実施状況を各年度10月末までに(中間報告)、各年度の実施状況を各年度事業終了後翌年度4月10日までに厚生労働省に報告するものとする。

##### ② 監督

厚生労働省は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

##### ③ 指示

厚生労働省は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

#### (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

#### (3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

##### ① 委託業務の開始及び中止又は廃止

###### ア 委託業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 本業務の中止又は廃止

民間事業者は、委託業務を中止又は廃止しようとするときは、委託業務中止(廃止)承認申請書を厚生労働省に提出し、その承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

民間事業者は、本業務の実施に当たって、利用者を区分することなく公正に取り扱わなければならない。

③ 利用者への勧誘等の禁止

民間事業者は、委託業務を実施するに当たって、利用者に対し、委託業務の内容を構成しない有償サービス等の利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

④ 宣伝行為の禁止

ア 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、厚生労働省や養育費・面会交流相談支援センターの名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が養育費・面会交流相談支援センター事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

イ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

ア 民間事業者は、委託業務の実施経過並びに委託業務に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に関わる書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備しなければならない。

イ 民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

ウ 民間事業者は、この委託業務に係る支払明細書を補助金等支出明細書により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等を併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告するものとする。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

ア 委託業務の実施に伴い生じた、又は委託業務の結果に関する著作権等の権利は、厚生労働省に帰属するものとする。

イ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、委託業務を実施するに当たり、厚生労働省の許可を得ることなく自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約(厚生労働省との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 取得した個人情報の取扱い

ア 民間事業者は、委託業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

イ 民間事業者は、委託業務による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために厚生労働省の承諾無しに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上厚生労働省の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

ウ 民間事業者が、委託業務による事務を処理するために、厚生労働省から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適正な方法で廃棄しなければならない。ただし、厚生労働省が別に指示したときは当該方法によるものとする。

エ 個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、民間事業者は速やかに事案の発生した経緯、被害状況等をまとめ厚生労働省に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。また、民間事業者は事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

⑫ 再委託の取扱い

#### ア 全部委託の禁止

民間事業者は、委託業務に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託してはならない。

また、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

#### イ 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。なお、民間事業者は、契約締結時において、再委託について厚生労働省の承認を受けなければならない。

#### ウ 再委託先からの報告

民間事業者は再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

#### エ 再委託先の義務

再委託先は、上記第7-3(2)及び(3)②から⑩までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

#### オ 民間事業者の責任

民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

カ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

#### ⑬ 契約内容の変更

民間事業者及び厚生労働省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

#### ⑭ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

イ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務

所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- キ 暴力的な要求行為をしたとき
- ク 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
- ケ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき
- コ 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為をしたとき
- サ その他前キ〜コに準ずる行為をしたとき
- シ 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人(民間事業者又は民間事業者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ス 民間事業者又は民間事業者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(民間事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- セ 民間事業者が、再委託者が前イ〜サの一に該当することを知りながら契約し、若しくは再委託者の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに再委託者との契約を解除せず、若しくは再委託者に対し契約を解除させるための措

置を講じないとき

⑮ 契約解除時の取扱い

ア 契約解除時の委託費用の支払

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費用を支払う。但し、契約の解除について、民間事業者が故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができる。

イ 契約解除時の違約金

上記⑭に該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。この場合の違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

ウ 延滞金

民間事業者は前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。

⑯ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議するものとする。

**4 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等**

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

厚生労働省が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を

超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 厚生労働省に対する求償

民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、民間事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

## 5 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、総務大臣が行う評価の時期(平成32年5月～6月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成30年度及び平成31年度業務終了時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、第7-3(1)の報告を基に、質の維持向上が達成されたかを評価する。あわせて、経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 意見聴取等

厚生労働省は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出

厚生労働省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、平成32年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

## 6 その他本業務の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記第7の3により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

- ① 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。